

愛知教育大学大学院教育学研究科・静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻に関する協定書

国立大学法人愛知教育大学と国立大学法人静岡大学（以下「構成大学」という。）は、大学院教育充実のため、大学院設置基準（昭和49年6月20日文部省令第28号）第31条に規定する共同教育課程による後期3年のみの博士課程（以下「博士後期課程」という。）に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 構成大学は、地域の知の拠点として、魅力ある教育研究及び人材育成の推進を図るため、それぞれ優位な教育資源を結集し、共同で教育課程を編成する。

（入学定員及び収容定員）

第2条 入学定員及び収容定員は、いずれの構成大学も入学定員4人、収容定員12人とする。

（教員の配置）

第3条 構成大学は、収容定員及び開設授業科目に応じて法令に定める数の研究指導教員及び研究指導補助教員を適切に配置しなければならない。

（教育研究の内容）

第4条 博士後期課程においては、「教科開発学」の究明を通して、「教科内容の構成原理」等を明らかにしていく。

（業務運営）

第5条 業務運営は、愛知教育大学事務局と静岡大学教育学部事務部が分担して実施することとし、一括処理が必要な場合には、その事項ごとに協議して実施するものとする。

（経費の区分）

第6条 博士後期課程の運営に関しては、第8条に規定するもののほか、経費の配分は行わず、原則としてそれぞれの構成大学の経費で負担するものとする。

（学生に対する責任）

第7条 学生の学籍は、入学定員に応じて入学手続きを行った構成大学において管理し、学校基本調査等の各種統計、調査等における学生数は、当該構成大学の学生の数として取り扱うものとする。

2 学生の事故が構成大学の特定の授業や研究指導の中で生じた場合は、当該構成大学が、その損害賠償等の必要な対応をとるものとする。

3 学生の事故が論文作成等のための学外での調査・研究活動の中で生じた場合は、構成大学が連帯して、その損害賠償等の必要な対応をとるものとする。

（授業料等の取扱い）

第8条 検定料、入学金及び授業料は、構成大学間の協議により金額を決定し、学生が本籍を置く構成大学（予定を含む。）において徴収する。

2 検定料については、構成大学間で二分する。

3 入学料については、当該構成大学の収入とする。

4 授業料については、講義等の実績に応じて他の構成大学に配分する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、構成大学のいずれからも改定の申入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(共同実施の終了の際の手続き)

第10条 構成大学は、教育課程の共同実施を終了しようとする場合は、1年前までに他の構成大学に書面をもって申し出なければならない。

2 博士後期課程に学生が在学している間は、共同実施を継続するものとし、全学生の課程修了をもって終了するものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合は、構成大学が協議し決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、構成大学が各1通を保有する。

国立大学法人愛知教育大学長

国立大学法人静岡大学長

野田敦敬

石井潔

令和2年4月25日

令和2年4月25日